

# 静岡県における 設計変更の円滑化に向けた取組

静岡県 交通基盤部 建設支援局 技術管理課 積算班

## 1. はじめに

現在及び将来にわたる公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保を図るため、平成26年6月、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正品確法）」が公布、施行された。改正品確法では、発注者の責務が明確化され、同法において国が定めることとされている「発注関係事務の運用に関する指針」では、発注者が必ず実施すべき事項として「適切な設計変更」が義務付けされたところである。

本県では、現在、建設産業の生産性向上に向けた様々な取組を行っているが、こうした取組を実効性の高いものとしていくため、地元建設業協会等の関係団体との意見交換にも努めており、その中で特に要望の多かった「施工条件の変化に応じた適切な設計変更」が、より確実に行われるよう「静岡県設計変更ガイドライン（土木工事編）」の改定を行った。また、これに併せて「静岡県設計変更ガイドライン（土木設計業務等委託編）」についても新たに策定したので、その取組を紹介する。その他、本県が取り組んでいる公共工事の円滑化に関する取組についても紹介する。

## 2. 静岡県設計変更ガイドライン（土木工事編）の改定

### (1) 静岡県設計変更ガイドライン（土木工事編）

本県では、土木工事の設計変更を「静岡県建設工事請負契約約款（以下、「約款」という。）」等の規定に基づき行っているが、約款等に規定された手続きをわかりやすく解説するものとして、平成24年4月に「静岡県設計変更ガイドライン（土木工事編）」を策定している。ところが、現状では、本県が行っている地元建設業協会等の関係団体との意見交換会において、設計変更が適切に実施されていない事例があるとの指摘を受けている。

### (2) 設計変更の現状

本県が行った関係団体との意見交換会において出された指摘や要望のうち、主たるものは、図—1のとおりである。

本県では、こうした内容を踏まえ、改正品確法に規定された「適切な設計変更」が、これまで以上に確実に実施されるよう既存の設計変更ガイドラインの改定を行うこととした。

### (3) 課題に対応したガイドラインへ

設計変更に関する現状の課題としては、主として「受発注者間の協議が曖昧なものとなっている

- ① 設計変更に関すること
  - ・ 変更指示の時点で、変更に必要な概算金額を明示してほしい。
  - ・ 変更箇所があっても、費用を計上してもらえないことがあった。
  - ・ 設計変更に関わる資料の作成を受注者が作成する場合があるが、費用を計上してほしい。
- ② 施工条件明示に関すること
  - ・ 施工条件を明示するなど、事前の情報提供を徹底してほしい。
  - ・ 地元との調整が不十分なまま発注され、受注後に用地の問題等が発生したことがある。
  - ・ 発注前に関係機関との協議を十分に行ってほしい。

図—1 設計変更に関する指摘・要望

場合があること」「当初の施工条件の明示が不明確な場合があること」の2点があると思われる。こうした課題が克服されるよう、図—2の事項に留意しながら既存のガイドラインの改定を行った。なお、改定したガイドラインは、平成28年4月1日から適用している。

図—2の①は、受発注者が設計変更に関わる当たりの基本的な留意事項である。このため、ガ

- ① 受発注者の留意事項を明記
  - ・ 発注者は条件明示を徹底する。
  - ・ 受注者は、着手に当たり設計図書を照査し、疑義が生じた場合は発注者と協議を進める。
- ② 受発注者の協議・指示は書面で行うべきものであること
  - ・ 発注者は、指示書へ概算金額及び延長必要日数についても記載し、受注者の同意を得る。
  - ・ 受注者は、着手に当たり設計図書を照査し、疑義等は書面で発注者に提出する。
  - ・ 発注者が作成する指示書及び受注者が作成する協議書の具体例を掲載した。
- ③ 発注者は、施工条件明示を徹底すること
  - ・ 施工条件明示の具体例をガイドラインの本編に掲載した。
- ④ 設計変更に関わる資料作成に関する対応方法を明記
  - ・ 設計照査に必要な資料作成は、受注者の責務であること。
  - ・ 設計変更に関わる資料の作成は、本来、発注者が行うべきものであるが、やむを得ず、受注者に依頼する場合は、費用を適切に計上すべきこと。

図—2 ガイドラインの主な追記・改定事項

イドラインの冒頭に明記することとした。

図—2の②は、受発注者の協議・指示の具体的な方法に関する事項である。協議・指示事項のうち、概算金額及び延長必要日数については、これまで書面で明確にされることが少なかったと思われるが、書面で明確にすることで、受発注者双方にとって健全・適正な予算管理が可能となる。また、施工に当たっても、適正な施工計画、工程管理等の立案に繋げることが可能となる。このため、ガイドラインへは、受注者が作成する協議書と発注者が作成する指示書について、わかりやすく具体例を盛り込んだ（図—3参照）。

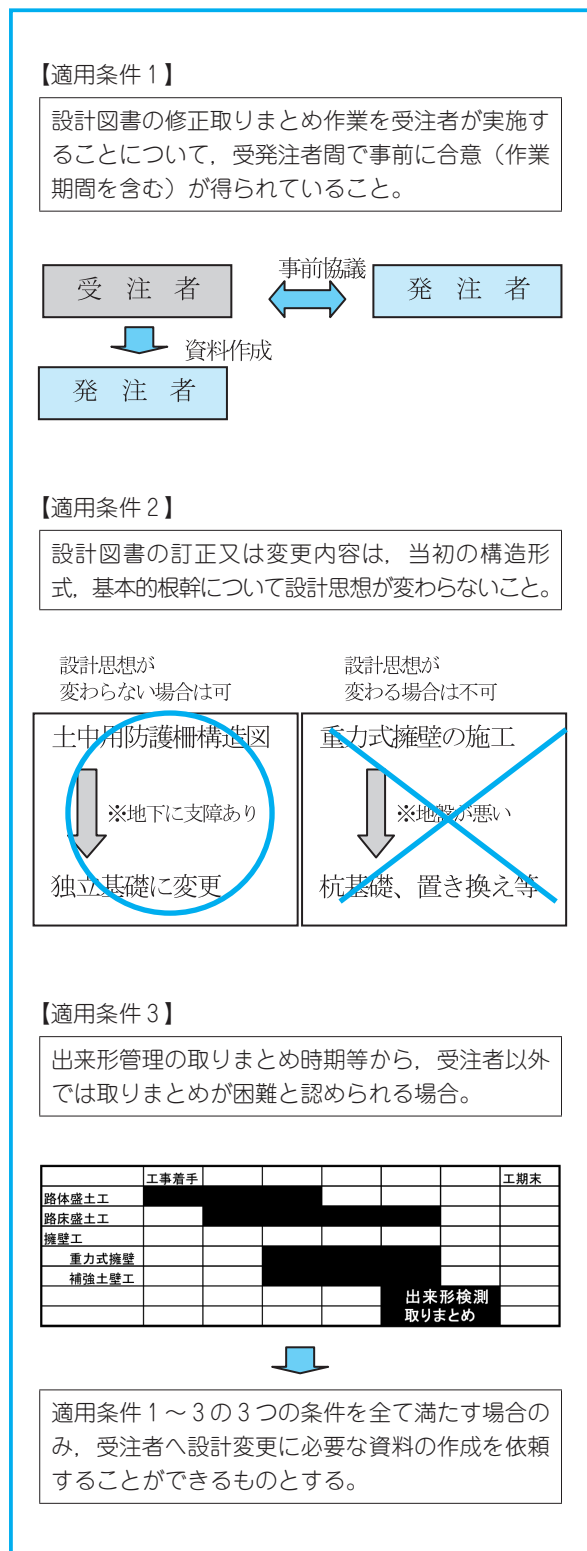
|                                                                                                                                                                                          |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                         |             |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|-----------------------------------------|-------------|
| 工事番号                                                                                                                                                                                     |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 指示・ <del>承諾</del> 協議・ <del>提出</del> 報告書 |             |
| 建設工事名                                                                                                                                                                                    | 平成〇〇年度(国)〇〇〇線 〇〇〇〇工事(〇〇工) |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 請負代金額                                   | 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円 |
| 建設工事箇所                                                                                                                                                                                   | 〇〇市 〇〇町 〇〇地内              |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 着手年月                                    | 平成〇〇年〇月〇日   |
|                                                                                                                                                                                          |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 完成日                                     | 平成〇〇年〇月〇日   |
| 下記のように指示、 <del>承諾</del> 協議、 <del>提出</del> 報告する。<br>監督員 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 印<br>請負者 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 印<br>現場代理人 〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 印                                                                   |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                         |             |
| 1 静岡県建設工事請負契約約款(第18条第4項)第19条により、別紙のとおり設計図書の変更を行うよう指示する。<br>1) 設計変更内容: 〇〇工 L=〇mを追加する。<br>(詳細は、別紙に示す仕様書・図面等による。)                                                                           |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                         |             |
| 2 本設計変更に係る請負金額の変更概算金額(及び延長日数)については下記のとおり協議する。<br>1) 概算金額<br>請負金額 約〇〇千円増(累計で約〇〇千円増)<br>2) 延長日数<br>約〇〇日の見込み<br>なお、上記1)及び2)は参考値であり、設計変更に係る金額及び工期については、約款(第23条及び)第24条により別途行う変更契約協議に基づくものとする。 |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                         |             |
| 上記について、承諾する。<br>〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 印<br>受領する。<br>〇〇〇〇株式会社 〇〇〇〇 印<br>平成 年 月 日 現場代理人                                                                                                            |                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |                                         |             |

図—3 発注者が作成する指示書の具体例

図—2の③は、施工条件明示に関する事項である。施工条件として明示された事項を受発注者の共通認識とすることは、その後の条件の変更に伴う施工方法の変更、費用の増加減少、工程計画の見直し等の判断を容易にさせる。その結果、変更協議を効率的に行うことが可能となり、工事の品質・生産性向上に繋がることが期待される。

図—2の④の設計変更に関わる資料の作成に関する事項は、関係団体からの指摘・要望が特に多

かった事項である。このガイドラインでは、やむを得ない場合のみ、受注者に作成を依頼することができる」と規定し、依頼できる場合の具体例についても記載した（図－4 参照）。



図－4 設計変更に関わる資料の作成を受注者に依頼できるケース

設計変更は、工事の安全や品質確保にも影響をもたらす極めて重要な契約事項であるため、約款等の規定に従い、適正に行われるべきものである。

ガイドラインの改定に当たっては、約款の規定のみでは解釈が曖昧になってしまいがちな事項、強調すべき事項についてわかりやすく記載することに留意した。

なお、改定に当たっては、素案の段階から、県の各発注機関と、関係団体（（一社）静岡県建設業協会、（一社）静岡県施工管理技士会及び静岡県道路舗装協会）に意見照会を行い、必要な意見を取り入れながら改定を行っている。

### 3. 静岡県設計変更ガイドライン（土木設計業務等委託編）の策定

#### (1) 策定の背景

土木設計業務等の建設関連業務（以下、「建設関連業務」という。）の実施に当たっては、基本的な業務方針は発注者が示し、業務は受注者が技術力を駆使して行うといった特性があり、適正な業務履行を確保するためには、発注者の適切な条件明示や遅滞のない変更指示が求められる。

一方、改正品確法では、新たに「公共工事に関する調査及び設計の品質確保」が第24条に規定され、建設関連業務においても、公共工事に準じて、その品質確保が求められることとなった。

このため、本県では、建設関連業務における設計変更手続きが受発注者間の共通の認識で円滑に行われ、高品質の成果が得られるよう、測量設計業協会や建設コンサルタント協会等の関係団体からの意見を聴きながら「静岡県設計変更ガイドライン（土木設計業務等委託編）」を新たに策定した。策定したガイドラインは、平成28年4月1日から適用している。

#### (2) 設計変更の現状

建設関連業務についても、本県では、関係団体（（一社）静岡県測量設計業協会、（一社）静岡県建設コンサルタント協会等）との意見交換を行っ

ており、設計変更に関しては、図—5のような指摘や要望が出されている。

#### ① 設計変更に関すること

予備検討や協議資料作成等の追加業務を指示されることがあるが、設計変更してもらえないことがあった。

#### ② 履行条件の明示に関すること

設計書に計上されている内容と、実際の作業内容が大きく違うケースがあった（断面数の違いや、標準設計が適用できないなど）。適切に契約変更していただくとともに、事前の履行条件をしっかりと確認の上、設計書を作成してほしい。

図—5 設計変更に関する指摘・要望

### (3) 課題に対応したガイドラインへ

建設関連業務についても、工事と同様に、設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、受発注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておくことが重要である。このため、ガイドラインの策定に当たっては、これらのことを記載することに加え、関係団体との意見交換からは、発注時における履行条件の明示が、その後の業務手続きの円滑化に加え、業務成果の品質にまで大きな影響を与えていると思われたため、ガイドラインへは発注者が履行条件の明示を徹底すべきことを明記した。

### (4) 履行条件明示の徹底

履行条件は、契約条件となるものであることから、設計図書の中で明示する必要がある。このため、本県では、「建設関連業務における履行条件明示について」の通知を県の各関係機関あて、平成28年3月23日付けで発出するとともに、その内容をガイドラインへ盛り込み、建設関連業務の発注に当たっては、履行条件明示を徹底するよう記載した（図—6 参照）。

ガイドラインへは、道路詳細設計を発注する場合の「履行条件明示事項」の作成例を掲載した（図—7 参照）。併せて、特記仕様書で条件明示する

#### ① 履行条件明示の方法

- ・履行条件の明示方法は、通常、特記仕様書によることが基本であると考えられるが、本県では、業務の効率化・わかりやすさに配慮し、必要明示事項を一覧表とした「履行条件明示事項」のシート作成によることを基本とする。
- ・これにより、条件明示をワンペーパーで行うことが可能となる。
- ・業務内容によっては「履行条件明示事項」によるワンペーパーでの表現が困難な場合もあるため、その場合は、従来どおり特記仕様書による明示も可能とする。

#### ② 履行条件明示の内容

履行条件明示する内容は、大別して以下の5項目とする。

- A 具体的な設計条件
- B 隣接又は関連する調査業務
- C 関係機関との協議等
- D 貸与資料の取扱い
- E 部分引渡し及び部分使用の時期

図—6 条件明示の方法と内容

場合の記載例についても掲載した。

これまで履行条件明示は、発注側の担当者が必要に応じ、任意の方法で行っていた。このため、条件明示の精度・内容は、担当者によりばらつきがあったと思われるが、このようにガイドラインで条件明示の方法、内容等を具体的かつ簡素な方法で規定することにより、履行条件明示が徹底され、ひいては、成果品の品質向上に繋がっていくのではないかと期待している。

土木設計業務等委託編のガイドライン策定に当たっても、土木工事編と同様に、素案の段階から県の各発注機関と、関係団体（（一社）静岡県測量設計業協会、（一社）静岡県建設コンサルタント協会、静岡県地質調査業協会及び静岡県森林土木技術研究会）あて意見照会を行い、必要な意見を取り入れながら策定している。

| 履 行 条 件 明 示 事 項                                                                                                |      |              |                            | ※道路詳細設計の場合     |                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|--------------|----------------------------|----------------|--------------------------------------------------------|
| 下記項目のうち適用項目○印該当欄は、当該業務に関する履行条件として明示するものである。<br>記載内容は、特記仕様書と同様の位置付けである。<br>なお、明示事項に変更が生じた場合は、監督員に報告し、協議するものとする。 |      |              |                            |                |                                                        |
|                                                                                                                | 明示項目 | 適用           | 明示が必要な場合                   | 明示事項           | 内容                                                     |
| A                                                                                                              | 1    | 設計条件・業務内容    | 必要に応じて記載                   | 道路規格           | 第○種第○級                                                 |
|                                                                                                                |      |              |                            | 設計速度           | ○○km/h                                                 |
|                                                                                                                |      |              |                            | 横断勾配           | 車道○%、側道○%、歩道○%                                         |
|                                                                                                                |      |              |                            | 幅員構成           | W=○. ○m(○. ○m)                                         |
|                                                                                                                |      |              |                            | 舗装構成           | 表層：再生密粒度As(13)t=○cm、上層路盤：粒調碎石t=○○cm、下層路盤：再生下層路盤材t=○○cm |
|                                                                                                                |      |              |                            | 交通区分           | N○交通                                                   |
|                                                                                                                |      |              |                            | 暫定計画           | なし                                                     |
| B                                                                                                              | 1    | 隣接又は関連する調査業務 | 隣接又は関連する調査業務がある場合          | 業務名            | 平成○○年度[第○○-○○○○○-○○号](主)○○○線○○○○○に伴う測量業務委託             |
|                                                                                                                |      |              |                            | 履行期間           | 平成○○年○月～平成○○年○月                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 受注者            | ㈱○○○コンサルタント○○営業所                                       |
|                                                                                                                |      |              |                            | 発注機関           | 静岡県○○土木事務所                                             |
|                                                                                                                |      |              |                            | 業務名            |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 履行期間           |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 受注者            |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 発注機関           |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 業務名            |                                                        |
| 履行期間                                                                                                           |      |              |                            |                |                                                        |
| 受注者                                                                                                            |      |              |                            |                |                                                        |
| 発注機関                                                                                                           |      |              |                            |                |                                                        |
| C                                                                                                              | 1    | 関係機関との協議     | 関係機関との協議を行う場合              | 施設名            | 上水道                                                    |
|                                                                                                                |      |              |                            | 管理者名           | ○○市                                                    |
|                                                                                                                |      |              |                            | 内容             | 支障となるため移設                                              |
|                                                                                                                |      |              |                            | 実施状況及び協議完了予定時期 | 本業務において、平成○○年○○月に実施予定                                  |
|                                                                                                                |      |              |                            | 施設名            | ○○川                                                    |
|                                                                                                                |      |              |                            | 管理者名           | ○○市                                                    |
|                                                                                                                | 2    | 地元関係者との交渉    | 地元関係者との交渉が必要な場合            | 施設名            | 河川法第○条協議                                               |
|                                                                                                                |      |              |                            | 内容             |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 実施状況及び協議完了予定時期 | 完了済み                                                   |
|                                                                                                                | 3    | 協議           | 協議                         | 施設名            |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 管理者名           |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 内容             |                                                        |
| 4                                                                                                              | 協議   | 協議           | 施設名                        |                |                                                        |
|                                                                                                                |      |              | 管理者名                       |                |                                                        |
|                                                                                                                |      |              | 内容                         |                |                                                        |
| D                                                                                                              | 1    | 貸与資料         | 貸与資料がある場合                  | 資料名①           | 平成○○年度[第○○-○○○○○-○○号](主)○○○線○○○○○に伴う土質調査業務委託           |
|                                                                                                                |      |              |                            | 貸与予定時期①        | 平成○○年○月～平成○○年○月                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 資料名②           | 平成○○年度[第○○-○○○○○-○○号](主)○○○線○○○○○に伴う地質調査業務委託           |
|                                                                                                                |      |              |                            | 貸与予定時期②        | 平成○○年○月～平成○○年○月                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 資料名③           |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 貸与予定時期③        |                                                        |
| E                                                                                                              | 1    | 部分引渡し        | 約款第37条の規定に基づく指定部分がある場合     | 指定部分           | ○○工詳細設計N=1式                                            |
|                                                                                                                |      |              |                            | 引渡し時期          | 平成○○年○○月末                                              |
|                                                                                                                |      |              |                            | 引渡し理由          | ○○協議の結果、早期に工事発注する必要があるため                               |
|                                                                                                                |      |              |                            | 引渡し①           |                                                        |
|                                                                                                                | 2    | 部分使用         | 約款第33条の規定に基づき部分使用する箇所がある場合 | 指定部分           |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 引渡し時期          |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 引渡し理由          |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 引渡し②           |                                                        |
| 3                                                                                                              | 部分使用 | 部分使用         | 部分使用                       | 使用する部分         |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 使用する時期         |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 使用する理由         |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 使用する部分         |                                                        |
| 4                                                                                                              | 部分使用 | 部分使用         | 部分使用                       | 使用する部分         |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 使用する時期         |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 使用する理由         |                                                        |
|                                                                                                                |      |              |                            | 使用する部分         |                                                        |

図ー7 履行条件明示事項

## 4. 工事の円滑化を図るその他の取組

本県では、公共工事の円滑化や品質を確保する

取組として、設計変更ガイドラインのほか以下の事項についても取り組んでいる。

### (1) 工事の一時中止ガイドラインの改定

受注者の責によらず工事の一時中止が生じた場

合、受注者への負担と工事の品質確保に与える影響が大きいことに配慮し、適正な対応が行われるよう必要な改定を行った。特に、一時中止に係る費用を基本計画書に記載するよう規定し、設計変更ガイドラインと同様、受発注者の合意を得ながら進めるべきことを明記した。

## (2) 工事監理連絡会の拡大実施

本県では、設計者・発注者・工事受注者が集まり、設計意図の確認及び工事受注者の照査結果への回答、設計変更時の費用負担等の調整等を行うものとして、工事監理連絡会を実施している。これまで、対象工事は、当初設計額が2千万円以上の構造計算を伴う重要構造物の工事に限定していたが、これに加え、構造物の規模、重要度、施工技术の難易度等を考慮して、その他発注者が認める工事についても対象として拡大した。また、工事監理連絡会設置後に詳細設計を実施したコンサルタントから要請があった場合についても、開催できることとし、施工に関するノウハウを設計にフィードバックすることにより設計の品質向上を図っていくこととした。

## (3) ワンデーレスポンスの徹底

本県では、工事の監督職員が個々に行っている「現場を待たせない」「速やかに回答する」という対応をより組織的なものとし、工事現場において発生する諸問題に対し、迅速な対応が図られるようワンデーレスポンスの徹底に取り組んでいる。総括監督員及び主任監督員は、担当監督員に実施の指導をするとともに、検査監は、中間検査時に監督員及び受注者からの聞き取りにより実施の状況を確認する。

平成22年度までは、年度ごとに目標件数を定めて取り組んでいたが、平成23年度以降は全ての工事・委託業務で実施しており、今後もこの取組を推進していく。

## 5. おわりに

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担っている。

現在及び将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成及び確保を図ることは、建設産業界における喫緊の課題である。

この課題に对应していくためには、公共工事の受発注者双方が、与えられた責務を的確に果たしていく必要がある。特に、公共工事等の安全や品質確保に影響をもたらす設計変更は、相互理解があってはじめて適切に行われるものである。

本県では、設計変更が受発注者の相互理解のもとに適正かつ円滑に行われるよう、工事に関しては既存の設計変更ガイドラインを改定し、建設関連業務については、設計変更ガイドラインを新たに策定した。これらのことについて、実効性がより高いものとなるよう、関係団体との意見交換、意見照会を行いながら取り組んできたが、改定・策定後は、これらが現場において適正に活用されることが重要である。

このため、本県では毎年、年度当初に行っている県及び市町の技術職員を対象とした「土木職員技術説明会」や、建設業協会等の関係団体との意見交換会等を活用して、ガイドラインの周知に努めているところである。

本県が制定した設計変更ガイドラインが、受発注者間のパートナーシップを基に、共通のルールとして有効に活用され、建設産業界の現在及び将来にわたる発展に寄与することを願っている。

なお、ガイドラインは、静岡県ホームページ(<http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-130/kouji.html>)に公開し、周知を図っている。